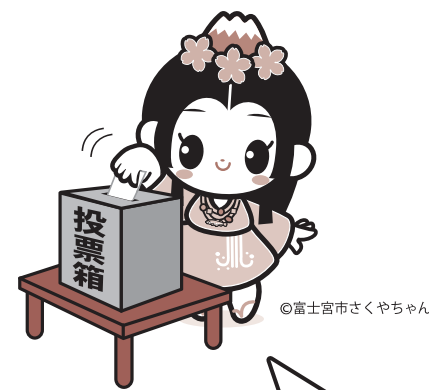


参議院静岡県選出議員補欠選挙 富士宮市議会議員補欠選挙



©富士宮市さくやちゃん

投票日 **10月24日(日)**
投票の時間は、午前7時から午後8時まで

投票所でのマスク着用・咳エチケットへのご協力をお願いします。

期日前投票制度をご利用ください。

投票日当日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭など、都合により投票所に行けないと見込まれる人は、**期日前投票**をしましょう。期日前投票は、**新型コロナウイルス感染防止対策**としても利用できます。

2つの選挙では、期日前投票の開始日が異なりますのでご注意ください。

		参議院静岡県選出議員補欠選挙	富士宮市議会議員補欠選挙
選挙期日		10月24日(日)	
期日前投票所	市役所	10月8日から23日まで 午前8時30分から午後8時まで	10月18日から23日まで 午前8時30分から午後8時まで
	上井出出張所 芝川会館 富士根南公民館	10月20日から23日まで 午前9時から午後7時まで	
投票できる人		<共通> 富士宮市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。 ○日本国民で富士宮市に住所があり、投票日に満18歳以上 (平成15年10月25日以前に生まれた人)の人	
		○令和3年7月6日以前に富士宮市に転入の届出をした人 ※7月7日以降に静岡県内の他の市区町から転入の手続きをした人は、前住所地で投票ができることがあります。あらかじめ、前住所地の選挙管理委員会に資格の有無と手続きをお問合せの上、確認してください。	○令和3年7月16日以前に富士宮市に転入の届出をした人 ※7月17日以降に他の市区町から転入の手続きをした人は、投票できません。 ※富士宮市外に転出した人は、投票できません。
選挙公報の配布時期		10月12日 朝刊折込	10月20日 朝刊折込

◎投票にお越しの際には、投票所入場券をお持ちください。

期日前投票には宣誓書が必要となります。入場券裏面の宣誓書を、事前に記入してから**期日前投票所**にお持ちいただければ受付をスムーズに行うことができます。

※鉛筆は、投票所に準備されていますが、自分で持参した鉛筆を使用することもできます。

新型コロナウイルス感染防止対策として利用
する場合は、事由6を○で囲んでください

宣誓書

私は、選挙の当日、下記事由に該当する見込みです。
期日前投票される方は、下記の枠内及び日付を記入してください。
事由欄は、投票日当日に投票所に行けない事由について、該当する番号と内容それぞれを○で囲んでください。

氏名					
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	
住所	富士宮市				
事由	1 仕事・学業・冠婚葬祭	5 住所移転し他市町村に居住			
	2 外出・旅行・レジャー	6 天災等により到達困難			
	3 歩行困難				

上記の記載が真実に相違ないことを誓います。
令和3年10月 日 (宛先) 富士宮市選挙管理委員会委員長
事務処理欄 1 2 3 4 5 点代

★ 移動期日前投票所を開設します

投票所	期 日	時 間
下稲子区公民館	10月20日(水)	10:00～12:00
上稲子区区民館		13:30～15:30
富士宮市芝川B&G海洋センター	10月21日(木)	10:00～12:00
麓の森の大きなお家 まほろば	10月22日(金)	10:00～12:00
井之頭小学校根原分校		13:30～15:30
井之頭区民館	10月23日(土)	10:00～12:00
市立人穴小学校		13:30～15:30

投票所の混雑緩和のため、左記日程で移動期日前投票所を開設します。なお、各投票所では、投票日当日(10月24日)も午前7時から午後8時までの間、投票できます。入場券に記載された投票所をご確認ください。

★ 不在者投票

- 病院や老人ホーム(不在者投票指定施設)などに入院・入所中の人は、施設で不在者投票ができます。
- 仕事や学業で他の市町村に滞在している人は、滞在地で不在者投票ができますので、お早めにお問い合わせください。
- 投票する日に満17歳で、選挙当日までに満18歳になる人も不在者投票ができます。
- 富士宮市では市役所(本庁のみ)で不在者投票ができます。

★ 郵便等による不在者投票

身体の重い障がいなどにより投票所に行くことが困難な人は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

①郵便投票対象者

- ・身体障害者手帳所持者で、
「両下肢・体幹・移動機能」……………1・2級
「内臓機能障害」……………1・3級
「免疫障害」……………1～3級
「肝臓障害」……………1～3級
に該当する人です。
- ・介護保険被保険者証所持者で、
要介護状態区分……………「要介護5」
に該当する人です。

②代理記載による郵便投票対象者

- ①の郵便投票対象者で自ら投票の記載ができない人は、事前に届出をした代理記載人に記載させることにより投票ができます。
自ら投票の記載ができない人とは、
・身体障害者手帳
「上肢または、視覚の障害」……………1級
に該当する人です。
手続きには、時間がかかりますので、お早めにお問い合わせください。

★ 選挙公報をお届けします

- 各選挙の選挙公報配布時期は、表面をご確認ください。
- 新聞未購読世帯にも新聞販売店が可能な限りお届けします。届かない場合は選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 選挙公報は公共施設(市役所、出張所、公民館、文化会館等)にも置いてあります。
また、富士宮市公式ホームページにも掲載してあります。

★ 特例郵便等投票制度について

- 特定患者等の方(新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方)で、下記の①又は②の要件に該当する人は「特例郵便等投票制度」が利用できます。
 - ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた人
 - ② 検疫法第14条第1号又は第2号に掲げる措置(隔離・停留の措置)により宿泊施設内に収容されている人
- ※対象となる人で、特例郵便等投票制度を希望される人は、投票日当日の4日前まで(必着)に市選挙管理委員会に①又は②に該当することを証明する書面と請求書を郵便等で送付することにより、投票用紙を請求することができます。

一投・開票速報 市公式ホームページ
でお知らせします

投票日当日 投票速報:午前9時から1時間ごと
開票速報:午後10時10分から30分ごと

富士宮市公式ホームページは
こちらからご覧ください ➡ 

問い合わせ
富士宮市選挙管理委員会
☎0544-22-1194

